

道路交通法改正

平成19年
6月20日
公布

公布後3ヶ月以内施行

悪質・危険運転者への厳罰化

飲酒運転者に対する厳罰化

酒酔い運転

【罰則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

【罰則】 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
となります。

また、飲酒検知を拒否すれば、

【3月以下の懲役又は50万円以下の罰金】となります。



運転しても大丈夫
・・・ういっつ

飲酒
検知



飲酒運転をするおそれのある者に対する車両等・酒類の提供行為の禁止

車両等の提供を受けた運転者が、

酒酔い運転をした場合

・・・【罰則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転をした場合

・・・【罰則】 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供を受けた運転者が、

酒酔い運転をした場合

・・・【罰則】 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転をした場合

・・・【罰則】 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



車？
いいじゃない、
飲みましょ～

帰る？車貸して
あげるわ

提供者

要求，依頼して飲酒運転が行われている車両に同乗する行為の禁止

飲酒している者に自己を運送することを要求又は依頼して、その者が飲酒運転している車両に同乗し、

運転者が酒酔い運転をした場合

・・・【罰則】 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転をした場合

・・・【罰則】 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



その他

救護義務違反（ひき逃げ）に対する罰則の引き上げ

交通事故を起こし、負傷者を救護しなかった場合

【10年以下の懲役又は100万円以下の罰金】

逃げない!!

免許証の提示の義務

違反行為を行った場合など、警察官に運転免許証の提示を求められたら提示しなければいけません。

提示要求に応じない場合【5万円以下の罰金】

免許証を受けることができない期間の延長

悪質な違反行為等により運転免許を取り消された場合等の欠格期間が最長10年に延長されます。

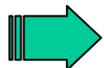
公布後2年以内施行

◆ 高齢運転者に対する規定の見直し

75歳以上の高齢運転者を対象に、免許更新の際、運転に必要な記憶力等の
認知機能に関する検査
が設けられました。また、検査の結果、一定の基準に該当する場合は、**臨時適性検査**を行います。

高齢者講習受講期間が更新期間満了日前

3月以内



6月以内

となります。

75歳以上の高齢運転者は普通自動車を運転する時、**高齢運転者標識**の表示が義務付けられます。

公布後2年以内施行

公布後1年以内施行

公布後1年以内施行

◆ 聴覚障害者に対する規定の見直し

聴力に関する適性試験の基準を満たさない聴覚障害者の方は条件付で普通免許の取得ができるようになります。

聴覚障害者標識の表示が義務付けられます。

聴覚障害者標識を表示した車に幅寄せ等をしてはいけません。

◆ 自転車利用者に対する規定の見直し

児童・幼児等が自転車を運転する場合や車道又は交通の状況から歩道通行することがやむを得ないと認められる場合は、歩道を通行することができることとなります

保護者等は児童・幼児を自転車に乗車させる時は、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。



◆ 後部座席シートベルトの着用義務化



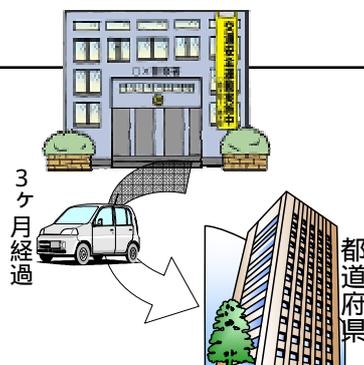
その他の主なもの

警察署長が移動・保管した車両を3ヶ月経過しても返還できない場合、その車両の所有権は都道府県へ帰属することとなります。

総排気量250CCを超える自動二輪車を使用する貨物自動車運送事業者（いわゆるバイク便事業者等）は

安全運転管理者制度の対象

となります。



公布後3ヶ月以内施行

外国運転免許証制度の対象に、国外にある地域の権限のある機関が発給する運転免許証が追加されます。